

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	清里区 菅原地区	菅原・岡嶺新田、岡野町、荒牧、上深澤、 上田島、馬屋、塩曾根、今曾根、南田 中、武士、上稲塚	平成24年2月	令和3年1月

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	438.8	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	366.5	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	48.4	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	19.0	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	28.0	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	1.4	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	120.6 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	18.3 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	102.3 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 356.0 ha	<input checked="" type="checkbox"/> 整備中 43.3 ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
(備考) ※基盤整備の実施状況：整備中は 岡野町集落		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

### 2 対象地区の課題

<p>【菅原・岡嶺新田】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地(畑)の貸付等の意向が多く、農地の受け手がいない。</li> <li>・ 不在地主が増えている。</li> </ul> <p>【岡野町】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再実施している基盤整備事業も令和5年度に完了見込みであり、農地の受け手も確保できている。</li> <li>・ 農地(畑)の貸付等の意向が多く、農地の受け手がいない。</li> </ul> <p>【荒牧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の貸付等の意向が多く、中心経営体だけでは担いきれない。</li> <li>・ 不在地主が増えている。</li> </ul> <p>【上深澤】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地や農業用施設(水路や農道等)の管理が過度な負担となっている。</li> </ul> <p>【上田島】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地や農業用施設(水路や農道等)の管理が過度な負担となっている。</li> </ul> <p>【馬屋】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の貸付等の意向が多く、中心経営体だけでは担いきれない。</li> <li>・ 農地や農業用施設(水路や農道等)の管理が過度な負担となっている。</li> </ul> <p>【塩曾根】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用排水路が開水路のままであれば、水路管理が過疎高齢化により将来負担となる。</li> </ul> <p>【今曾根】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地や農業用施設(水路や農道等)の管理が過度な負担となっている。</li> </ul>
--

【南田中】

- ・ 後継者が少ないため、将来は認定農業者に農地を貸付ることになる。

【武士】

- ・ 農地や農業用施設(水路や農道等)の管理が過度な負担となっている。

【上稲塚】

- ・ 農地の受け手が確保できており、集積・集約化が進んでいる。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【菅原・岡嶺新田】

- ・ 水田利用は、中心経営体である B が担い、畑利用は、認定農業者が担っていく。

【岡野町】

- ・ 水田利用は、中心経営体である B、F が主に担い、畑利用は、認定農業者が担っていく。

【荒牧】

- ・ 農地利用は、中心経営体である認定農業者(法人)に集約する。

【上深澤】

- ・ 水田利用は、中心経営体である B、D に集約化を図っていく。

【上田島】

- ・ 農地利用は、中心経営体である A、B、D 中心に集約化を図っていく。

【馬屋】

- ・ 農地利用は、中心経営体である A を中心に、G や P などに集約化を図っていく。

【塩曽根】

- ・ 現耕作者が離農する場合は、AB へ相談する。

【今曽根】

- ・ 農地利用は、中心経営体である P を中心に集約化を図っていく。

【南田中】

- ・ 農地利用は、中心経営体である集落内の認定農業者に集約を優先し、次に認定農業者(法人)に集約化を図っていく。

【武士】

- ・ 農地利用は、中心経営体である集落内の認定農業者に集約を優先し、次に認定農業者(法人)に集約化を図っていく。

【上稲塚】

- ・ 農地利用は、中心経営体である A に集約を優先する。

## 4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農法	A	水稲、野菜、 山菜、ハウス 園芸	187.1	147.8	水稲、野菜、 山菜、ハウス 園芸、果樹、 畜産	250.0	200.0	菅原・岡嶺新田、岡 野町、荒牧、上深 澤、上田島、馬屋、 塩曾根、今曾根、南 田中、武士、上稲塚
2	認農法	B	水稲、大豆、 アスパラガス、野 菜、そば	22.3	19.1	水稲、大豆、 アスパラガス、野 菜、そば	60.0	55.0	菅原・岡嶺新田、荒 牧、上深澤、上田 島、武士
3	認農法	C	水稲、そば、 野菜等	20.1	2.5	水稲、そば、 野菜等	25.0	5.0	荒牧
4	認農	D	水稲	19.2	15.9	水稲	25.5	20.0	菅原・岡嶺新田、荒 牧、上深澤、上田 島、馬屋、塩曾根、 今曾根
5	認農	E	水稲	18.3	16.4	水稲	25.0	23.0	菅原・岡嶺新田、荒 牧、今曾根、南田 中、武士、上稲塚
6	認農	F	水稲	4.8	4.3	水稲	5.0	4.5	岡野町
7	認農法	G	水稲、大豆、 そば、野菜等	43.4	6.8	水稲、大豆、 そば、野菜等	57.2	10.0	荒牧、馬屋
8	認農	H	水稲、野菜等	8.5	2.8	水稲、野菜等	12.0	5.0	荒牧、武士
9	認農	I	水稲	12.0	12.0	水稲	0.0	0.0	荒牧
10	認農法	J	水稲	20.7	0.2	水稲	21.4	0.2	荒牧
11	認農	K	水稲	5.3	5.3	水稲	5.3	5.3	馬屋、塩曾根
12	認農	L	水稲	6.7	6.7	水稲	5.5	5.5	馬屋
13	認農	M	水稲	11.1	9.0	水稲	22.2	20.0	馬屋、塩曾根、今 曾根
14	認農	N	水稲	4.4	4.4	水稲	0.0	0.0	馬屋、塩曾根
15	認農法	O	水稲	45.3	1.5	水稲	45.3	1.5	馬屋
16	認農法	P	水稲、大豆、 野菜	23.0	22.3	水稲、大豆、 野菜等	40.0	38.0	馬屋、今曾根、南田 中
17	認農	Q	水稲	21.2	21.2	水稲	25.0	25.0	馬屋、今曾根、武 士
18	認農法	R	水稲、野菜	41.6	0.7	水稲、野菜	45.0	1.5	武士
19	認農	S	水稲	4.0	4.0	水稲	4.0	4.0	武士
20									
計		19 人		519.0	A 302.9		673.4	B 423.5	

注1：「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1：「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2：経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

## 5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

### 1) 農地中間管理機構の活用方針

#### 【全集落】

- ・ 農地利用の分散錯圃を解消し、農地の集積・集約化を進めることで生産コストの低減と農地の維持を図るため、農地中間管理機構を活用する。
- ・ 基盤整備への取組にあたっては、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を基本とする。

#### 【菅原・岡嶺新田、武士】

- ・ 地域の農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付ける。
- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として、農地を機構に貸し付ける。
- ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として、農地を機構に貸し付ける。

#### 【岡野町、荒牧】

- ・ 地域の農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付ける。
- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として、農地を機構に貸し付ける。

#### 【上深澤、上田島、今曾根、南田中】

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として、農地を機構に貸し付ける。

#### 【馬屋】

- ・ 地域の農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付ける。
- ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として、農地を機構に貸し付ける。

#### 【塩曾根、上稲塚】

- ・ 地域の農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付ける。

### 2) 基盤整備への取組方針

#### 【全集落】

- ・ 農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、農地の大区画化や汎用化等の基盤整備に取組む。

### 3) 新規・特産化作物の導入方針

#### 【全集落】

- ・ 基盤整備を契機に、園芸作物や畜産物の生産に取組む。(導入方針は中心経営体の考え方を尊重)

### 4) 賃貸借等の設定の際の相談手順

#### 【菅原・岡嶺新田】

- ・ 農家組合長を通じて、中心経営体である B に相談する。

#### 【荒牧】

- ・ AB を通じて、中心経営体である認定農業者(法人)を探す。

#### 【上深澤】

- ・ 中心経営体である B に相談する。

#### 【上田島】

- ・ AB を通じて、中心経営体である認定農業者を探す。

#### 【馬屋、南田中】

- ・ 中心経営体である集落内の認定農業者から優先的に受け手を探す。

#### 【塩曾根】

- ・ AB を通じて、中心経営体である認定農業者(法人)を探す。

#### 【上稲塚】

- ・ 中心経営体である A から優先的に受け手を探す。

#### 【全集落】

- ・ 農地の受け手が見つからない場合は、AB に相談する。

5) その他  
・なし。

**6 農地の貸付け等の意向**

No.	出し手 (農地の所在地)	貸付け等の区分 (ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付け時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1	T	1.9			有	未定	B
2	U	11.9			有	未定	未定
3	V	1.1			有	未定	未定
4	W	0.1			有	未定	未定
5	X	1.1			有	未定	未定
6	Y	1.2			有	R3.4	未定
7	Z	0.9			有	未定	未定
8	AA	0.1			有	未定	未定
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
計		C 18.3	0.0	0.0			

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	清里区 檜池地区	青柳、梨窪、鶯澤、上中條、鈴倉、寺脇、東戸野、棚田、北野・水草、梨平、赤池	平成24年4月	令和3年1月

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	270.0	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	200.3	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	23.9	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	12.1	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	11.1	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.7	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	28.3 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	12.3 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	16.0 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 158.9 ha <input type="checkbox"/> 整備中    ha	
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

### 2 対象地区の課題

<p>【青柳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状は、中心経営体で担っている。</li> </ul> <p>【梨窪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地や農業用施設(水路や農道等)の管理が過度な負担となっている。</li> </ul> <p>【鶯澤】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の受け手が確保できない。</li> <li>・ 耕作条件の悪い農地が多く、農地の受け手がない。</li> <li>・ 農地や農業用施設(水路や農道等)の管理が過度な負担となっている。</li> <li>・ 農地の保有意識が強く、農地を手放さない農家が多い。</li> <li>・ 不在地主が増えている。</li> </ul> <p>【上中條】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地や農業用施設(水路や農道等)の管理が過度な負担となっている。</li> </ul> <p>【鈴倉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の受け手が確保できない。</li> <li>・ 耕作条件の悪い農地が多く、農地の受け手がない。</li> <li>・ 不在地主が増えている。</li> </ul> <p>【寺脇】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地や農業用施設(水路や農道等)の管理が過度な負担となっている。</li> </ul> <p>【東戸野】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耕作条件の悪い農地が多く、農地の受け手がない。</li> <li>・ 農地や農業用施設(水路や農道等)の管理が過度な負担となっている。</li> </ul>
--

【棚田】

- ・ 小規模経営で自己完結型の農家が多く、集積・集約化が進んでいない。

【北野・水草】

- ・ 農地や農業用施設(水路や農道等)の管理が過度な負担となっている。

【梨平】

- ・ 農地や農業用施設(水路や農道等)の管理が過度な負担となっている。

【赤池】

- ・ 農地の受け手が確保できない。
- ・ 耕作条件の悪い農地が多く、農地の受け手がいない。
- ・ 農地や農業用施設(水路や農道等)の管理が過度な負担となっている。
- ・ 農地の保有意識が強く、農地を手放さない農家が多い。
- ・ 不在地主が増えている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【青柳】

- ・ 農地利用は、中心経営体である A が担うほか、入作を希望する認定農業者(法人)の受入れで対応していく。

【梨窪】

- ・ 農地利用は、中心経営体である C が担う。

【鶯澤】

- ・ 農地利用は、中心経営体である D に集約化を図っていく。

【上中條】

- ・ 農地利用は、中心経営体である D に集約化を図っていく。

【鈴倉】

- ・ 農地利用は、中心経営体である認定農業者(法人)が担う。

【寺脇】

- ・ 農地利用は、中心経営体である認定農業者に集約化を図っていく。

【東戸野】

- ・ 農地利用は、中心経営体である I、B が中心に担う。

【棚田】

- ・ 農地利用は、中心経営体である集落内の認定農業者に集約を優先する。

【北野・水草】

- ・ 農地利用は、中心経営体である C が担う。

【梨平】

- ・ 農地利用は、中心経営体である F が担うほか、入作を希望する認定農業者の受入れを促進することで対応していく。

【赤池】

- ・ 農地利用は、中心経営体である認定農業者(法人)が担う。

## 4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農法	A	水稲、水稲種子	18.5	18.5	水稲、水稲種子	20.0	20.0	青柳
2	認農法	B	水稲、野菜、山菜、ハウス園芸	187.1	21.3	水稲、野菜、山菜、ハウス園芸、果樹、畜産	250.0	30.0	上中條、寺脇、東戸野、棚田、梨平
3	認農法	C	水稲、大豆、そば、野菜等	43.4	34.7	水稲、大豆、そば、野菜等	57.2	45.0	青柳、梨窪、上中條、寺脇、棚田、北野・水草、梨平、赤池
4	認農法	D	水稲、そば、野菜等	20.1	17.6	水稲、そば、野菜等	25.0	20.0	青柳、鶯澤、上中條
5	認農	E	水稲	6.5	6.5	水稲	6.5	6.5	青柳
6	認農法	F	水稲	16.0	16.0	水稲	20.0	20.0	棚田、北野・水草、梨平、赤池
7	認農	G	水稲	3.0	3.0	水稲	3.0	3.0	上中條、棚田、北野・水草
8	認農法	H	水稲、大豆、アスパラガス、野菜、そば	22.3	3.2	水稲、大豆、アスパラガス、野菜、そば	60.0	3.5	寺脇、東戸野、梨平
9	認農法	I	水稲	20.7	20.5	水稲	21.4	21.2	鈴倉、東戸野、棚田
10	認農	J	水稲、野菜等	8.5	5.7	水稲、野菜等	12.0	7.0	寺脇、東戸野
11	認農	K	水稲	2.3	2.3	水稲	1.0	1.0	棚田、北野・水草
12	認農	L	水稲、野菜等	1.4	1.4	水稲、野菜等	1.0	1.0	棚田
13	認農法	M	水稲、大豆、野菜	23.0	0.1	水稲、大豆、野菜等	40.0	0.1	棚田
14	認農	N	水稲	19.2	1.7	水稲	25.5	2.5	梨平
15									
16									
17									
18									
19									
20									
計		14 人		392.0	A 152.5		542.6	B 180.8	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2: 経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。



## 5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

### 1) 農地中間管理機構の活用方針

#### 【全集落】

- ・ 農地利用の分散錯圖を解消し、農地の集積・集約化を進めることで生産コストの低減と農地の維持を図るため、農地中間管理機構を活用する。
- ・ 基盤整備への取組にあたっては、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を基本とする。

#### 【青柳】

- ・ 地域の農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付ける。
- ・ 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として、農地を機構に貸し付ける。
- ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として、農地を機構に貸し付ける。

#### 【梨窪、上中條、棚田、北野・水草】

- ・ 地域の農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付ける。

#### 【鶯澤、鈴倉、赤池】

- ・ 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として、農地を機構に貸し付ける。

#### 【寺脇、梨平】

- ・ 地域の農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付ける。
- ・ 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として、農地を機構に貸し付ける。

#### 【東戸野】

- ・ 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として、農地を機構に貸し付ける。
- ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として、農地を機構に貸し付ける。

### 2) 基盤整備への取組方針

#### 【青柳】

- ・ 基盤整備の取組について検討中。

#### 【梨窪、上中條、東戸野、北野・水草】

- ・ 農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、農地の大区画化や汎用化等の基盤整備に取組む。

#### 【鶯澤、鈴倉、赤池】

- ・ 今のところ、基盤整備に取組む予定はないが、農地の適正な管理に努めるとともに、耕作放棄地の発生を防止する。

#### 【棚田、梨平】

- ・ 農業の生産性や作業効率の向上及び農地の集積・集約化を図るため、農用地の区画拡大やかんがい用水、暗渠排水、農道等の整備に取組む。

### 3) 新規・特産化作物の導入方針

#### 【全集落】

- ・ 中山間地域の特長を活かし、誰もが取組める新たな特産化作物の導入に向けて検討を進める。

#### 【梨窪、上中條、東戸野、北野・水草】

- ・ 基盤整備を契機に、園芸作物や畜産物の生産に取組む。(導入方針は中心経営体の考え方を尊重)

### 4) 賃貸借等の設定の際の相談手順

#### 【青柳】

- ・ 中心経営体である集落内の認定農業者から優先的に受け手を探す。

#### 【梨窪、北野・水草】

- ・ 農家組合長を通じて、中心経営体である C に相談する。

#### 【鶯澤】

- ・ 農家組合長を通じて、中心経営体である D に相談する。

#### 【上中條】

- ・ 中心経営体である D から優先的に受け手を探す。

【鈴倉】

- ・ 農家組合長を通じて、AB に相談する。

【東戸野、梨平】

- ・ AB を通じて、中心経営体である認定農業者(法人)から受け手を探す。

【棚田】

- ・ 中心経営体である集落内の認定農業者から優先的に受け手を探し、次に AB に相談し、認定農業者(法人)から受け手を探す。

【全集落】

- ・ 農地の受け手が見つからない場合は、AB に相談する。

5) その他

【全集落】

- ・ 補助制度を活用し、電気柵の設置や狩猟免許の取得など、櫛池地区全域で鳥獣被害対策に取り組む。

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手 (農地の所在地)	貸付等の区分(ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1	O	0.1			有	R3.4	D
2	P	0.2			有	R7.4	未定
3	Q	0.4			有	未定	I
4	R	0.3			有	未定	I
5	S	1.2			有	未定	B
6	T	0.3			有	未定	未定
7	U	0.1			有	未定	未定
8	V	0.1			有	R3.4	未定
9	W	0.3			有	R5.4	未定
10	X	0.3			有	未定	未定
11	Y	3.2			有	未定	未定
12	Z	4.2			有	未定	未定
13	AA	1.6			有	未定	未定
14							
15							
計		C 12.3	0.0	0.0			